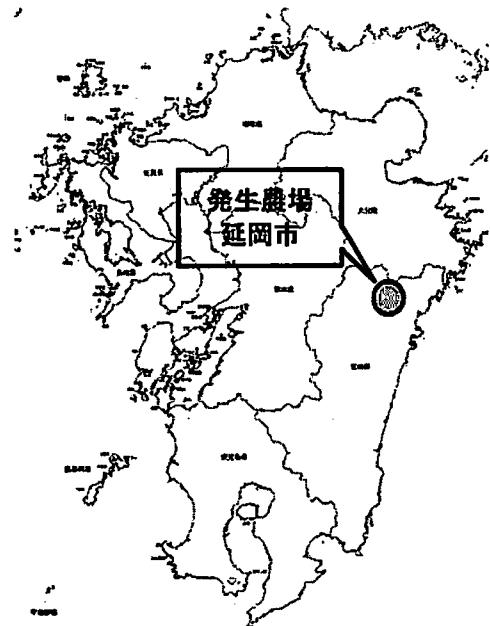


宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生と本県の対応について

1 宮崎県における発生状況

- 平成 26 年 12 月 16 日、宮崎県延岡市の肉用種鶏農場（約 4,000 羽飼養）において、高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の疑似患畜が確認された。
- 17 日に独立行政法人動物衛生研究所の検査により高病原性であることが判明した。
- 同日午前 2 時半より防疫措置が開始され、同日午後 7 時半に防疫措置（殺処分鶏および汚染物品の埋却、農場内の清掃・消毒）を完了した。
- 発生農場から、半径 3km に移動制限が、半径 10km に搬出制限がかけられた。
- 今後、清浄性が確認されれば、21 日経過後の 1 月 7 日午前 0 時に移動制限・搬出制限が解除される。



2 本県の対応

1) 県内の家きん飼養農家（100 羽以上）

合計	55 戸	491, 548 羽
内訳	採卵鶏	45 戸 415, 898 羽
	肉養鶏	10 戸 75, 650 羽

2) 関係者等への対応

①12 月 16 日

・家畜衛生情報の発出

すべての家きん飼養農場および畜産関係者に対し、「家畜衛生情報」により情報提供し、注意喚起を行った。

・電話での聞き取り調査

100 羽以上の家きん飼養農家を対象に実施し、異常のない旨を確認した。

・教育関係機関に対する注意喚起

学校飼育家きん用の衛生管理リーフレットを配布し注意喚起するよう教育委員会等関係機関に依頼。

②12月17日～19日

- ・農場への緊急立ち入り調査および消毒薬の配布
17日は19戸に赴き、異常のない旨を確認した。
- ・立入り調査時の指導内容
飼養衛生管理基準の遵守、発生の早期発見・通報、消毒の徹底等

③12月17日～

- ・死亡羽数の報告徵求

各農場に1週間単位での死亡羽数の報告を求ることとし、監視体制の維持強化を図った。

3) 防疫体制

①12月16日午後4時から

「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策会議」の幹事会開催

内容：情報共有

万が一の際の各機関の役割確認

②今後万が一、本県で発生した場合には、知事を本部長とする「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を立ち上げ、防疫措置を迅速かつ適切に実施する。

3. 今回の発生までの鳥インフルエンザ対応

1) 国内の発生状況

- 平成15年末、東南アジアできわめて病原性の高い鳥インフルエンザが発生。
- 平成17年以降、野鳥等を介して、発生は世界各国に拡大。
- 本病の人への感染がアジアを中心に拡大し、新型インフルエンザの発生が懸念されている。
- 国内では、平成16、17、19、21年に家きんで発生し、平成22～23年には近畿地域を含む9県24農場約185万羽が殺処分された。
- 平成26年4月13日、熊本県で1件の発生が確認され、11万2千羽が殺処分された。
- 平成26年11月3日以降、島根県、千葉県、鳥取県、鹿児島県で採材された野鳥糞便または個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。

2) 防疫対策の実施状況

(1) 根拠法令等

- ①「家畜伝染病予防法」(昭和26年法律第166号)
- ②「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（農林水産省）」(平成23年10月1日)
- ③「高病原性鳥インフルエンザ防疫対応実務マニュアル（滋賀県）」(平成16年12月制定、平成23年12月最終改正)

(2) 発生予防対策の徹底

- ・ 家きん飼育農場(100羽以上飼育農場)に対する防疫指導の徹底

内容：家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理規準の遵守状況の確認・指導等

巡回期間 第1回：平成26年 5月19日～ 7月23日

第2回：平成26年10月 6日～ 11月11日

(3) 監視体制の強化

① 早期通報の徹底

家きんが特定症状を呈する場合に、家畜保健衛生所への早期通報を徹底指導。

② モニタリングの実施

・ 県内4地域(4農場)で、抗体検査とウイルス分離検査を毎月実施。現時点まで陰性。

・ 100羽以上飼養農家を対象に、年1回の抗体検査を実施。現時点まで陰性。

③ 琵琶湖周辺の水鳥のウイルス保有状況調査の実施

実施時期：平成26年10月～平成27年3月

調査対象：水鳥の落下糞

検査結果：249検体実施、H5、H7亜型ウイルスの検出なし

(4) 関係機関の連携と情報共有

① 鳥インフルエンザ情報の畜産農家等への発信：11回(平成26年度)

② 家畜防疫関連会議・研修会等の開催

- ・ 滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策会議幹事会(今回含む) : 2回
- ・ 各地域における高病原性鳥インフルエンザに備えた対策会議 : 8回
- ・ 全国での統一した防疫措置のための農林水産省主催の会議 : 1回
- ・ 発生を想定した実務演習を含む防疫演習・研修会 : 3回
- ・ その他防疫関連会議 : 2回

③ 近隣府県との広域連携体制の充実

- ・ 近畿ブロック等高病原性鳥インフルエンザ対策協議会
- ・ 日本まんなか共和国家畜防疫協議会
- ・ 中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議
- ・ 関西広域連合

【参考】

近隣東アジア諸国の家きんにおける発生状況（H26.1以降）

感染確認日	国名	血清型	高病原性	低病原性
H26.1.7	中国	H5N1	○	
H26.1.16	中国	H5N2	○	
H26.1.16	韓国	H5N8	○	
H26.2.13	中国	H5N1	○	
H26.2	韓国	H5N8	○	
H26.3	韓国	H5N8	○	
H26.3	中国	H5N1	○	
H26.3	中国	H7N9		○
H26.3.21	北朝鮮	H5N1	○	
H26.4.10	北朝鮮	H5N1	○	
H26.4.15	台湾	H5N2	○	
H26.4.21	韓国	H5N8	○	
H26.4.21	台湾	H5N2		○
H26.4.22	中国	H7N9		○
H26.4.23	中国	H5N6		○
H26.6.3	中国	H7N9		○
H26.8.23	中国	H5N6	○	
H26.9.12	中国	H5N8	○	
H26.9.24	韓国	H5N8	○	
H26.11	韓国	H5N8	○	
H26.12	韓国	H5N8	○	

農林水産省提供

4. 野鳥における鳥インフルエンザ対策について

1) 国内野鳥における高病原性鳥インフルエンザ検出状況

* 公表されている 12 例のうち、確定検査で陽性となったもの

都道府県	場所	種名	材料	回収日	確定検査		監視重点区域指定状況
					判定日	病原性	
島根	安来市	コウチュウ	糞便	11/3	11/13	HPAI (H5N8)	11/13 指定
千葉	長生郡	丸類	糞便	11/18	11/22	HPAI (H5N8)	11/20 指定
鳥取	鳥取市	丸類	糞便	11/18	11/27	HPAI (H5N8)	11/27 指定
鹿児島	出水市	マガツル	衰弱個体	11/23	11/29	HPAI (H5N8)	11/27 指定
鹿児島	出水市		ねぐらの水	12/1	12/6	HPAI (H5N8)	12/8 指定
鹿児島	出水市	マガツル	死亡個体	12/7	12/10	HPAI (H5N8)	12/8 指定

2) 宮崎県延岡市における発生を受けた環境省の対応

①発生農場周辺半径 10 km を野鳥重点監視区域に設定し、宮崎県に野鳥の監視を強化する

よう指示

②野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始

3) 本県における野鳥サーベイランスの状況

①死亡野鳥調査

死亡野鳥を回収し、家畜保健衛生所で簡易検査を実施（対応レベル3）

※ 検査結果（2例）

H26. 11. 22 長浜市湖北町におけるコハクチョウ 陰性

H26. 12. 1 東近江市におけるコガモ 陰性

②糞便採取調査

県があらかじめ決めた地点でガンカモ類の糞便（100検体）を採取し、国の検査機関（国立環境研究所）に送付。調査は10月、11月、1月、3月の年4回実施。

※ 調査結果 10月分……陰性 11月分……検査中

【参考】

環境省の対応マニュアルにおける全国の対応レベルは、11月21日に国内複数個所での発生となつたため「2」から「3」に引き上げ。

※ 対応レベルに応じて、回収対象となる死亡野鳥羽数を変更。

- ・ 対応レベル1 ……発生のないとき（通常時）
- ・ 対応レベル2 ……国内・近隣国発生時
- ・ 対応レベル3 ……国内複数個所発生時